

生食発 0526 第 1 号
令和 5 年 5 月 26 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」の
公布について（通知）

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」（令和 5 年法律第 36 号）については、本年 5 月 19 日に国会で可決・成立し、本日
公布されたところです。

この法律は、食品衛生基準行政を厚生労働省から消費者庁へ、水道整備・管理
行政を厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管することを主な内容とする
ものですが、改正の趣旨及び内容等の詳細は別紙のとおりですので、御了知の
上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等へ周知いただきますようお願いいたし
ます。

この法律の施行日は令和 6 年 4 月 1 日（一部は公布の日）であり、今後、施行
に向けて、政省令の改正等の必要な措置を進めていくこととしております。

なお、本通知の写しを別記の関係団体等あてに送付しますので、念のため、申
し添えます。

改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行う。

改正の概要

1. 食品衛生基準行政の機能強化【食品衛生法】

- ① 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務について、科学的知見に基づきつつ、食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項の総合調整等に係る事務と一体的に行う観点から、厚生労働大臣から内閣総理大臣（消費者庁）に移管する。
- ② 薬事・食品衛生審議会の調査審議事項のうち、食品衛生法の規定によりその権限に属せられた事項であって厚生労働大臣が引き続き事務を行うもの（食品衛生監視行政）に関しては、厚生科学審議会に移管する。

2. 水道整備・管理行政の機能強化【水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法】

- ① 水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。
- ② 水道整備・管理行政であって①に掲げる事務以外の事務について、社会資本の総合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。
- ③ 災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に加える。

3. 所掌事務等の見直し【厚生労働省設置法、国土交通省設置法、環境省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法】

- ① 厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務並びに関係審議会の調査審議事項に係る規定について所要の見直しを行う。
- ② 国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。
- ③ 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務の調査審議を行う審議会（食品衛生基準審議会）を消費者庁に設置する。

施行期日

令和6年4月1日

食品衛生基準行政の機能強化 ①

改正の背景

- **食品安全行政の司令塔機能を担う消費者庁に、厚生労働省が所管している食品衛生に関する規格基準の策定等（食品衛生基準行政）を移管**することで、食品衛生についての科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図る。
- これにより、①科学的知見に裏打ちされた食品安全に関する啓発の推進、②販売現場におけるニーズや消費者行動等を規格・基準策定の議論にタイムリーに反映させること、③国際食品基準（コーデックス）における国際的な議論に消費者庁が一体的に参画することが可能となる。

※ こうした方針は、新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和4年9月2日）で示されている。

【食品の安全を守る仕組み】

- 平成15年に制定された食品安全基本法に基づき「リスク分析」の手法を導入。
⇒ 食品安全委員会による「リスク評価」を踏まえ、厚生労働省等（※）のリスク管理機関が「リスク管理」と「リスクコミュニケーション」を実施。
- 消費者庁は、食品安全行政の総合調整を担う位置付け。
- これにより、科学的見地から食品の安全を確保。

【リスク評価】

- ・ リスク（食品を食べることによって有害な要因が人の健康に及ぼす悪影響の発生確率と程度）を科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に評価
- 消費者庁
(食品安全行政の総合調整)

【リスクコミュニケーション】

- ・ 食品の安全性に関する情報の公開
- ・ 消費者等の関係者が意見表明する機会の確保

【リスク管理】

- 厚生労働省
食品衛生法 等
- ・ **食品衛生に関する規格・基準の策定**
 - ・ 規格・基準が守られているかの監視

移管

食品安全委員会

農林水産省

- 農薬取締法、飼料安全法 等
- ・ 農薬の使用基準の策定
 - ・ 飼料の規格・基準の策定

食品衛生基準行政の機能強化 ②

改正の内容

① 食品衛生法等の改正

- (1) 厚生労働大臣の権限に属する事項のうち、食品衛生基準行政に係るものを、内閣総理大臣の権限とする。
- (2) 薬事・食品衛生審議会（厚生労働省）への意見聴取事項のうち、食品衛生基準行政に係るものは、消費者庁に設置する食品衛生基準審議会への意見聴取事項とするとともに、食品衛生監視行政に係るものは、厚生労働省の厚生科学審議会への意見聴取事項とする。
- (3) 食品衛生基準行政を担う内閣総理大臣と、食品衛生監視行政を担う厚生労働大臣の連携規定を設ける。

② 厚生労働省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法の改正

- 厚生労働省及び消費者庁の所掌事務、関係審議会の調査審議事項に関する規定について、①の改正に伴う所要の整備を行う。

赤字：改正事項

| | 食品衛生基準行政 | 食品衛生監視行政 |
|--------------------------------------|--|---|
| 事務の具体例 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 食品添加物の指定や、成分、製造方法等の規格基準の策定 ■ 残留農薬、放射性物質等の食品の規格基準の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 不衛生食品等の販売等の禁止 ■ 規格基準に違反する食品等の取締り ■ 営業施設の衛生管理等の規制・監視指導 |
| 所管 | <p>【現行】 厚生労働大臣</p> <p>→【改正後】 内閣総理大臣（消費者庁）</p> <p>【現行】 薬事・食品衛生審議会（厚生労働省）</p> <p>→【改正後】 食品衛生基準審議会（消費者庁に設置）（※2）</p> | <p>厚生労働大臣（※1）</p> <p>【現行】 薬事・食品衛生審議会（厚生労働省）</p> <p>→【改正後】 厚生科学審議会（厚生労働省）（※3）</p> |
| 食品衛生行政の円滑な実施 厚生労働大臣と 内閣総理大臣の連携 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、飲食に起因する衛生上の危害の発生防止のため、相互の密接な連携の確保に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働大臣は特定の食品の販売の禁止等に当たり、内閣総理大臣に協議しなければならない。 ・ 内閣総理大臣は食品等の規格基準等の策定に当たり、厚生労働大臣に協議しなければならない。 ・ 厚生労働大臣は内閣総理大臣に対し、食品等の規格基準等の策定を求めることができる。 ・ 内閣総理大臣は厚生労働大臣に対し、特定の食品の販売の禁止等を求めることができる。 | |

※1 食品衛生監視行政については、不衛生食品等の販売等の取締りや営業施設の衛生管理等の規制・監視指導、食中毒発生時の原因究明・更なる健康被害の発生の防止等を担うものであり、引き続き、感染症対策や健康危機管理対策を所掌する厚生労働省において、これらと一体的に対応する。

※2 食品衛生基準行政に関する調査審議は、消費者庁に設置される食品衛生基準審議会に移管し、移管後も引き続き、科学的知見に裏打ちされた規格基準の設定等の担保を図る。なお、薬事・食品衛生審議会については、薬事審議会に改組する。

※3 食品衛生監視行政に関する調査審議は、厚生科学審議会に移管し、健康危機管理対策との一体的な対応をより一層推進する。

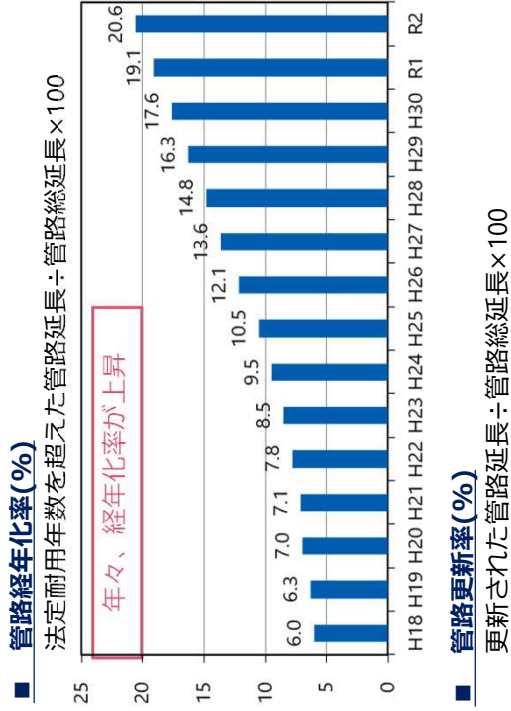
水道整備・管理行政の機能強化 ①

改正の背景

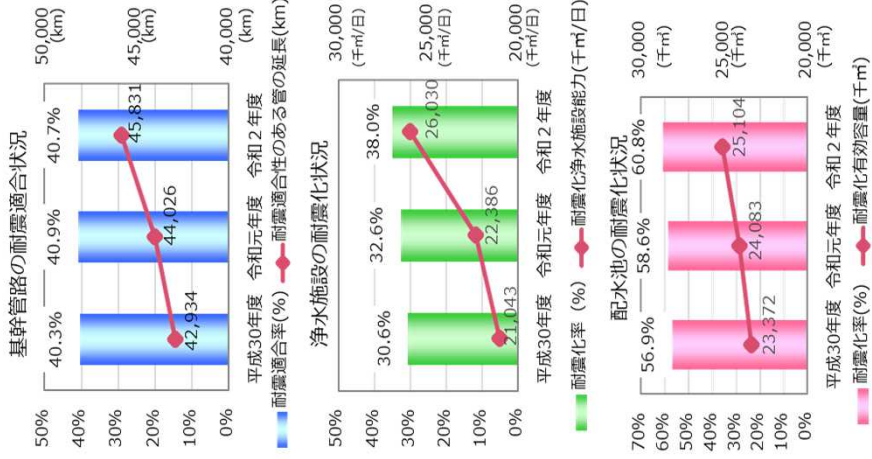
- 近年の水道整備・管理行政では、人口減少社会の到来に伴う水道事業者の経営環境の悪化、水道施設の老朽化（※1）や耐震化（※2）への対応、災害発生時の断水（※3）への迅速な対応等の課題に取り組むことが強く求められるようになってきている。
- 社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する**国土交通省に、厚生労働省が所管している水道整備・管理行政を移管し**、国土交通省が、層の厚い地方支分部局を活用しつつ、下水道等の他の社会資本と一体的な整備等を進めることにより、水道整備・管理行政の機能強化を図る。
- また、**水質基準の策定等については**、河川等の環境中の水質に関する専門的な能力・知見を有する**環境省に移管することにより**、水質管理に関する調査・研究の充実等、水質や衛生の面でも機能強化を図る。

※こうした方針は、新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和4年9月2日）で示されている。

※1 水道の管路の経年化率・更新率の推移



※2 水道施設の耐震化率



※3 近年の自然災害による水道の被害状況

主な地震による被害

| 地震名等 | 発生日 | 最大震度 | 地震規模(M) | 断水戸数 | 断水継続期間 |
|---------------|---------------|------|---------|----------|--------|
| 阪神・淡路大震災 | 平成7年1月17日 | 7 | 7.3 | 約130万戸 | 約3ヶ月 |
| 新潟県中越地震 | 平成16年10月23日 | 7 | 6.8 | 約13万戸 | 約1ヶ月 |
| 新潟県中越沖地震 | 平成19年7月16日 | 6強 | 6.8 | 約5.9万戸 | 20日 |
| 岩手・宮城内陸地震 | 平成20年6月14日 | 6強 | 7.2 | 約5.6千戸 | 18日 |
| 東日本大震災 | 平成23年3月11日 | 7 | 9.0 | 約256.7万戸 | 約5ヶ月 |
| 長野県神城断層地震 | 平成26年11月22日 | 6弱 | 6.7 | 約1.3千戸 | 25日 |
| 熊本地震 | 平成28年4月14・16日 | 7 | 7.3 | 約44.6万戸 | 約3ヶ月半 |
| 鳥取県中部地震 | 平成28年10月21日 | 6弱 | 6.6 | 約1.6万戸 | 4日 |
| 大阪府北部を震源とする地震 | 平成30年6月18日 | 6弱 | 6.1 | 約9.4万戸 | 2日 |
| 北海道胆振東部地震 | 平成30年9月6日 | 7 | 6.7 | 約6.8万戸 | 34日 |
| 福島県沖の地震 | 令和3年2月13日 | 6強 | 7.3 | 約2.7万戸 | 6日 |
| 福島県沖の地震 | 令和4年3月16日 | 6強 | 7.4 | 約7.0万戸 | 7日 |

主な大雨等による被害

| 時期 | 災害名等・地域 | 断水戸数 | 断水継続期間 |
|-----------|--|------------------|------------|
| 平成30年1～2月 | 1月22日からの大雪等、2月4日からの大雪等（北陸地方、中国四国地方） | 約3.6万戸 | 12日 |
| 平成30年7月 | 豪雨（広島県、愛媛県、岡山県等） | 約26.3万戸 | 38日 |
| 平成30年9月 | 台風第21号（高知県、大分県等） 台風第24号（静岡県、宮崎県等） | 約1.6万戸 約2.0万戸 | 12日 19日 |
| 令和元年9月 | 房総半島台風（千葉県、東京都、静岡県） | 約14.0万戸 | 17日 |
| 令和元年10月 | 東日本台風（宮城県、福島県、茨城県、栃木県等） | 約16.8万戸 | 33日 |
| 令和2年7月 | 豪雨（熊本県、大分県、長野県、岐阜県、山形県等） | 約3.8万戸 | 56日 |
| 令和3年1月 | 1月7日からの大雪等（西日本等） | 約1.6万戸 | 8日 |
| 令和4年8月 | 令和4年8月3日からの大雨等（秋田県、山形県、新潟県、福井県等） | 約1.4万戸 | 18日 |
| 令和4年9月 | 台風第14号（熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県等） 台風第15号（静岡県） | 約1.3万戸 約7.6万戸 | 9日 13日 |

水道整備・管理行政の機能強化 ②

改正の内容

① 水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法等の改正

- (1) 水道に関する水質基準の策定等、水質又は衛生に関する水道行政に係る事務について、厚生労働大臣から環境大臣（※1）に移管する。
- (2) (1)以外の水道行政に係る事務について、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管する（※2）とともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。
- (3) 水道整備・管理行政について、国土交通大臣と環境大臣の連携規定を設ける。
- (4) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（※3）及び社会資本整備重点計画法の対象施設に水道を加える。

② 厚生労働省設置法、国土交通省設置法及び環境省設置法の改正

- 厚生労働省、国土交通省及び環境省の所掌事務に関する規定について、①の改正に伴う所要の整備を行う。

- ※1 環境大臣は、環境基本法に基づき河川・湖沼・海域等の水質汚濁に関する環境基準を科学的知見に基づき策定するなど、水環境の保全に向けた総合的な施策を担っている。
- ※2 これにより、施設整備や下水道運営、災害対応に関する国土交通省の知見等を活かすことが可能となる。
- ※3 これにより、水道が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律による財政援助の対象にもなる。

赤字：改正事項

| | 水道整備・管理行政（右記以外） | 水質又は衛生に関する水道行政 |
|-----------------------------------|--|---|
| 事務の具体例 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 水道基盤の強化のための基本方針の策定 ■ 水道事業等の認可、改善指示、報告徴収・立入検査 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 水質基準の策定 ■ 水道事業者が実施する水質検査の方法の策定 |
| 所管 | <p>【現行】厚生労働大臣</p> <p>→【改正後】国土交通大臣（※）</p> <p>※地方整備局長又は北海道開発局長への委任が可能</p> | <p>【現行】厚生労働大臣</p> <p>→【改正後】環境大臣</p> |
| 水道整備・管理行政の円滑な実施 国土交通大臣と環境大臣の連携 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 国土交通大臣及び環境大臣は、水道に起因する衛生上の危害の発生防止のため、相互の密接な連携の確保に努める。 ・ 国土交通大臣は国土交通省令の制定等に当たり、環境大臣の意見を聴かなければならない。 ・ 環境大臣は環境省令の制定等に当たり、国土交通大臣の意見を聴かなければならない。 ・ 国土交通大臣は環境大臣に対し、環境省令の制定等を求めることができる。 ・ 環境大臣は国土交通大臣に対し、国土交通省令の制定等を求めることができる。 ・ 国土交通大臣は環境大臣に対し、水道事業者等からの届出の内容を通知するものとする。 | |

(参考) 関連する政府の決定

○ 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性（令和4年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抄）

I 次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化

(具体的事項)

平時

- ・ 厚生労働省における平時からの感染症対応能力を強化するため、各局にまたがる感染症対応・危機管理に関する課室を統合した新たな組織として「感染症対策部（仮称）」を設ける。新設する「日本版CDC」（後述）を「感染症対策部」が管理することとし、平時から日本版CDCや関係自治体等と一体的に連携する。あわせて、生活衛生関係の組織について、一部業務の他府省庁への移管を含めた所要の見直しを行う。

○ 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策（令和4年9月2日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抄）

4. 感染症対応能力を強化するための厚生労働省の組織の見直し

(3) 生活衛生関係組織の一部業務の移管

上記の感染症対応能力の強化とあわせて、厚生労働省から、食品衛生基準行政及び水道整備・管理行政をそれぞれ以下のとおり移管する。

① 食品衛生基準行政の消費者庁への移管

食品安全行政の司令塔機能を担う消費者庁が、食品衛生に関する規格・基準の策定（これまで厚生労働省が所管）を所管することで、食品衛生についての科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図る。

これにより、科学的知見に裏打ちされた食品安全に関する啓発の推進や、販売現場における二一等の規格・基準策定に係る議論へのタイムリーな反映が可能となるほか、国際食品基準（コーデックス）における国際的な議論について、消費者庁が一体的に参画することが可能となる。

② 水道整備・管理行政の国土交通省及び環境省への移管

水道整備・管理行政における現下の課題である、水道事業の経営基盤強化、老朽化や耐震化への対応、災害発生時における早急な復旧支援、渇水への対応等に対し、国土交通省が、施設整備や下水道運営、災害対応に関する能力・知見や、層の厚い地方組織を活用し、水道整備・管理行政を一元的に担当することで、そのパフォーマンスの一層の向上を図る。

さらに、環境省が、安全・安心に関する専門的な能力・知見に基づき、水質基準の策定を担うほか、水質・衛生にかかわる一部の業務について、国土交通省の協議に応じるなど、必要な協力を行うことで、国民の水道に対する安全・安心をより高める。

(4) 上記(1)～(3)については、次期通常国会に必要な法律案を提出し、(1)(3)については令和6年度の施行、(2)については令和7年度以降の設置を目指す（感染症等に関する科学的知見の基盤整備は、感染症法等の改正も反映させつつ早期に取り組む。）。

(名称の使用制限に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に認定仮名加工医療情報作成事業者若しくは認定仮名加工医療情報利用事業者という名称又はこれらと紛らわしい名称を使用している者については、新法第四十条において準用する新法第十五条又は新法第四十四条において準用する新法第十五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(拘禁刑に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第六十九条第二項から第四項まで及び第七十一条の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)
第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第三十二号の二中「又は」を、「認定仮名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報利用事業者又は」に改め、同号(一)中「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」を「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同号(二)中「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第二十八条」を「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第四十五条」に改め、同号(三)を同号(四)とし、同号(一)の次に次のように加える。

| | | |
|------------------------------|------|----------|
| (一) 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報 | 認定件数 | 一件につき十五万 |
| 及び仮名加工医療情報に関する法律第三十三条(認定) | 円 | |
| (二) 認定仮名加工医療情報作成事業者の認定 | 認定件数 | 一件につき十五万 |
| 及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報 | 円 | |
| 及び仮名加工医療情報に関する法律第四十一条(認定) | 認定件数 | 一件につき十五万 |
| 及び認定仮名加工医療情報利用事業者の認定 | 円 | |

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第八条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第八十条第十五号中「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」を「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律」に、「第四十四条から第四十六条の二まで」を「第六十八条、第六十九条第一項及び第七十条」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第四条第三項第七号の四中「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」を「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律」に改め、「いう」の下に「及び仮名加工医療情報(同条第四項に規定するものをいう)」を加える。

- 内閣総理大臣 岸田 文雄
- 財務大臣 齋藤 健
- 文部科学大臣 鈴木 俊一
- 厚生労働大臣 永岡 桂子
- 経済産業大臣臨時代理 加藤 勝信
- 国務大臣 岡田 直樹

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第三十六号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律

(食品衛生法の一部改正)

第一条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項から第四項までの規定中「薬事・食品衛生審議会」を「厚生科学審議会」に改める。
第八条第一項中「が薬事・食品衛生審議会」を「及び内閣総理大臣が食品衛生基準審議会」に、「第七十条第一項」を「第七十条第五項」に改める。

第九条第一項及び第三項中「薬事・食品衛生審議会」を「厚生科学審議会」に改める。
第十二条並びに第十三条第一項及び第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「薬事・食品衛生審議会」を「食品衛生基準審議会」に改める。

第十四条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。
第十七条第一項中「薬事・食品衛生審議会」を「厚生科学審議会」に改める。

第十八条第一項及び第三項ただし書中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「薬事・食品衛生審議会」を「食品衛生基準審議会」に改める。

第二十一条中「厚生労働大臣及び」を削る。
第四十八条第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
第六十八条第一項中「厚生労働大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

第七十条第一項を次のように改める。
厚生労働大臣は、次に掲げる行為をしようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるときは、この限りでない。

- 一 第六条第二号ただし書(第六十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めること。
- 二 第七条第一項から第三項までの規定により販売を禁止し、又は同条第四項の規定により禁止の全部若しくは一部を解除すること。
- 三 第十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条第一項又は第五十四条の厚生労働省令を制定し、又は改廃すること。
- 四 第二十三条第一項に規定する輸入食品監視指導計画を定め、又は変更すること。
- 五 第五十条第一項に規定する基準を定めること。

第七十条第三項中「厚生労働大臣」の下に「又は内閣総理大臣」を、「第一項ただし書」の下に「又は第二項ただし書」を加え、同条第四項中「内閣総理大臣が第十九条第一項(第六十八条第一項)において準用する場合を含む。」の規定中表示についての基準を定めようとするとき、並びに「を削り、指針」を、「第八条第一項の規定により指定成分等を指定しようとするとき、及び指針」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、次に掲げる行為をしようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるときは、この限りでない。

- 一 第十二条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めること。
- 二 第十三条第一項(第六十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)に規定する基準又は規格を定めること。

三 第十三条第三項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質又は人の健康を損なうおそれのない量を定めること。
四 第十八条第一項(第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)に規定する基準又は規格を定めること。

五 第十八条第三項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量を定めること。
六 第十九条第一項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する表示についての基準を定めること。

第七十二条第一項中「第七十条第一項本文に規定する場合には、厚生労働大臣を「厚生労働大臣は、第七十条第一項各号に掲げる行為をしようとするとき」に改め、同条第二項中「第十九条第一項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する表示についての基準を定めよう」を「第七十条第二項各号に掲げる行為をしよう」に改め、同条第三項を次のように改める。
厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第七十条第二項各号に掲げる行為をすることを求めることができる。

第七十二条に次の一項を加える。
内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、第七十条第一項各号に掲げる行為をすることを求めることができる。

第七十三条中「必要な情報交換」を「第八条第二項及び第六十三条第五項の規定による報告の内容その他の必要な情報交換」に改める。
食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成七年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第二条 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成七年法律第百一号)の一部を次のように改正する。
附則第二条の二第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「薬事・食品衛生審議会」を「食品衛生基準審議会」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の二項を加える。

5 食品衛生法第七十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による消除について準用する。
6 食品衛生法第八十条第三項の規定は、第一項から第四項までの規定並びに前項において準用する同法第七十二条第二項及び第三項の規定による内閣総理大臣の権限について準用する。

附則第二条の三第一項及び第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項及び第五項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の二項を加える。
6 食品衛生法第七十二条第二項の規定は第一項の規定による作成並びに第四項の規定による追加及び消除について、同条第三項の規定は第一項の規定による作成について、それぞれ準用する。
7 食品衛生法第八十条第三項の規定は、第一項から第五項までの規定並びに前項において準用する同法第七十二条第二項及び第三項の規定による内閣総理大臣の権限について準用する。

(水道法の一部改正)
第三条 水道法(昭和三十三年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第三号中「こえて」を「超えて」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「環境省令」に改める。

第五条第四項中「厚生労働省令」を「国土交通省令(前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るため、又は当該浄水の水質を保持するために必要な技術的基準については、国土交通省令・環境省令)」に改める。
第五条の二第一項及び第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第五条の三第五項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条第八項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第六条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第七条第一項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第四項第八号及び第五項第八号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。
第八条第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。
第九条の見出しを「認可の期限又は条件」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に、「附する」を「付する」に改める。

第十条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項第一号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十一条第一項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第十三条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に、「届け出で」を「届け出て」に、「厚生労働省令」を「環境省令」に、「水質検査及び」を「水質検査を行い、及び国土交通省令の定めるところにより」に改める。

第十四条第三項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条第五項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第六項及び第七項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第十六条の二第三項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十条第一項中「厚生労働省令」を「環境省令」に改め、同条第三項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。
第二十条の二中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。
第二十条の四第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に、「すべて」を「全て」に改める。

第二十条の六第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。
第二十条の七中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。
第二十条の八第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。

第二十条の九中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。
第二十条の十第二項第三号及び第四号中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。
第二十条の十一から第二十条の十三までの規定中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第二十条の十四中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。
第二十条の十五第一項及び第二十条の十六中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第二十一条第一項及び第二十二条中「厚生労働省令」を「環境省令」に改める。
第二十二條の二第一項、第二十二條の三第二項、第二十二條の四第二項及び第二十四條の二中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。
第二十四條の三第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二十四條の四第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第二十四條の五第一項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第三項第十号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。
第二十四條の六第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。
第二十四條の九から第二十四條の十三までの規定中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二十四條の九から第二十四條の十三までの規定中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二十五条の二第二項、第二十五条の三第一項第二号及び第三号並びに第二十五条の四第一項及び第三項第四号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。
 第二十五条の五第一項から第三項までの規定中「厚生労働大臣及び環境大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
 4 給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納の事務は、国土交通大臣が行う。

第二十五条の六第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。

第二十五条の七及び第二十五条の八中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。
 第二十五条の十二第一項及び第二十五条の十三から第二十五条の十五までの規定中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第二十五条の十六第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第二十五条の十八第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第二十五条の十九中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。
 第二十五条の二十中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。

第二十五条の二十一、第二十五条の二十二第一項、第二十五条の二十三、第二十五条の二十四及び第二十五条の二十六（見出しを含む）中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。
 第二十五条の二十七（見出しを含む）中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。

第二十六条中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二十七条第一項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第四項第六号及び第五項第七号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十八条第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。
 第二十九条の見出しを「認可の条件」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に、「附する」を「付する」に改める。

第三十条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項第一号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第三十三条第一項及び第四項第八号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条第五項中「添付書類」を「添付書類」に、「附して」を「付して」に改める。
 第三十四条第一項の表第十三条第一項の項及び第二十四条の三第二項の項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第三十四条の二第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令（簡易専用水道により供給される水の品質の検査に関する事項については、環境省令）」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第三十五条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に、「添付した」を「添付した」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。
 第三十六条第一項及び第二項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条第二項、第三項及び第五項、第四十一条並びに第四十二条の三第一項及び第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。
 第四十五条の三の次に次の二条を加える。
 （意見聴取等）
第四十五条の四 国土交通大臣は、次に掲げる行為をしようとするときは、環境大臣の水道により供給される水の品質の保全又は水道の衛生の見地からの意見を聴かなければならない。
 一 第五条第四項の規定、第七条第一項若しくは第五項第八号若しくは第八条第二項の規定（これらの規定を第十条第二項において準用する場合を含む）、第三十一条又は第三十四条第一項若しくは第三項の規定、第二十七条第一項若しくは第五項第七号若しくは第二十八条第二項の規定（これらの規定を第三十条第二項において準用する場合を含む）、第三十条第一項第一号若しくは第三項の規定、第三十三条第一項若しくは第四項第八号の規定（これらの規定を第五十条第三項において準用する場合を含む）又は第三十四条の二の規定に規定する国土交通省令の制定又は改廃
 二 基本方針の策定又は変更
 三 第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項の規定による認可
 四 第五十条第三項において準用する第三十三条第五項の規定による通知
 2 環境大臣は、この法律に基づく環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、国土交通大臣の意見を聴かなければならない。
 3 国土交通大臣は、第十条第三項、第十三条第一項（第三十一条において準用する場合を含む）若しくは第三十条第三項の規定による届出又は国の設置する専用水道に係る第三十四条第一項において準用する第三十三条第一項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その内容を環境大臣に通知するものとする。
 4 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、環境大臣に対し、この法律に基づく環境省令を制定し、又は改廃することを求めることができる。
 5 環境大臣は、水道により供給される水の品質の保全又は水道の衛生の見地から必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる。
 一 第一項第一号又は第二号に掲げる行為
 二 水道事業若しくは水道用水供給事業又は国の設置する専用水道に係る第三十六条第一項の規定による指示、同条第二項の規定による報告、第三十七条の規定による命令又は第三十九条第一項若しくは第二項の規定による報告の徴収若しくは立入検査
 三 国の設置する簡易専用水道に係る第三十六条第三項の規定による報告の徴収若しくは立入検査
 による命令又は第三十九条第三項の規定による報告の徴収若しくは立入検査
 （国土交通大臣と環境大臣の連携）
第四十五条の五 国土交通大臣及び環境大臣は、水道に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。
 第四十六条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。
 第四十七条を次のように改める。
 （権限の委任）
第四十七条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。
 第四十八条の三中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。
 第五十条第二項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に、「届け出で」を「届け出で」に改め、同条第三項及び第四項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。
 第五十条の二第二項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。
 第五十四条第一号及び第六号中「附せられた」を「付された」に改める。

（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正）
第四条 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「厚生労働省令」を「環境省令」に改め、同条に次の二項を加える。

4 環境大臣は、第一項の環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、国土交通大臣の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、環境大臣に対し、第一項の環境省令を制定し、又は改廃することを求めることができる。

第十八条第一号中「厚生労働大臣」を削り、同条第二号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣、環境大臣」に改める。

（公共土木施設災害復旧事業費用庫負担法の一部改正）

第五条 公共土木施設災害復旧事業費用庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「以下第四条」を「次条」に、「除き」を「除き、以下」に改め、同条第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 水道

（社会資本整備重点計画法の一部改正）

第六条 社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第八項に規定する水道施設の新設、増設又は改造に関する事業

第四条第六項中「第二条第二項第九号から第十一号まで」を「第二条第二項第十号から第十二号まで」に改める。

（農薬取締法の一部改正）

第七条 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
（肥料の品質の確保等に関する法律の一部改正）

第八条 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項及び第二十一条の三第四項中「ときは」の下に、「内閣総理大臣」を加える。

（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正）

第九条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五十九条の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」に改め、同条第四項中「及び」を「並びに内閣総理大臣及び」に改める。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正）

第十条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第一百四十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」に改める。

第八十三条第一項中「第八十一条の四、次項及び第三項並びに第八十三条の四第三項（第八十三條の五第二項において準用する場合を含む。）」を「並びに第八十一条の四」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第八十三条の四第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（水資源開発促進法等の一部改正）

第十一条 次に掲げる法律の規定中「厚生労働大臣」を削る。

一 水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第三条第一項及び第二項並びに第四条第一項及び第六項

二 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第三十七條第二項第四号

三 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第三条第四項及び第十三条第二項

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十二条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とし、第三十一号の二を第三十一号とし、同項第三十九号中「供する」を「供し、又は営業上使用する」に改める。

（第六条第一項中「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」に改める。

第八条第一項第四号中「及び難病の患者に対する医療等に関する法律」を「難病の患者に対する医療等に関する法律」に、「の規定」を「及び食品衛生法の規定」に改める。

（第十一条の見出しを「薬事審議会」に改め、同条第一項中「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」に、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」を「及び有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に改め、「及び食品衛生法」を削り、同条第二項中「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」に改める。

第十八条第一項中「第三十号、第三十一号」を「から第三十号まで」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十三条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五十二号の次に次の一号を加える。

五十二の二 水道に関することその他の他人の飲用に供する水の利用に関すること。

第三十一条第一項第二号及び第三十三条第一項第二号中「第五十三号」を「第五十二号の二」に改める。

（環境省設置法の一部改正）

第十四条 環境省設置法（平成十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十二号中「及び」を「及び」に、「ヨ」を「ヲ」にあつては当該保全及び措置に関する規制（水を供給する者に対するものを除く。）の実施、タに」に改め、同号タ中「ヨ」を「タ」に改め、同号中タをレとし、ヨをタとし、ヨから力までをワからヨまでとし、ルの次に次のように加える。

ヲ 水道水その他の他人の飲用に供する水に関する水質の保全及び衛生上の措置

（消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正）

第十五条 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の四」を「第五条の五」に改める。

第四条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 販売の用に供し、又は営業上使用する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十八條第一項に規定するおもちゃ（第十六号において「食品等」という。）及び同条第二項に規定する洗浄剤の衛生に関する規格又は基準の策定に関すること。

（第四条第一項第十五号中「昭和二十二年法律第二百三十三号」を削り、同項第十六号中「同法第四條第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十八條第一項に規定するおもちゃ」を「食品等」に改める。

（第五条の二中「別」を「前項に定めるもののほか、別に」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

消費者庁に、食品衛生基準審議会を置く。

第二章第三節中第五条の四を第五条の五とし、第五条の三を第五条の四とし、第五条の二の次に次の一条を加える。

第五条の三 食品衛生基準審議会は、食品衛生法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 食品衛生基準審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、食品衛生基準審議会の組織及び委員その他の職員その他食品衛生基準審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしななければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第五条の規定による改正後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第三条の規定は、この法律の施行の日以後に発生した災害の災害復旧事業について適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（毒物及び劇物取締法等の一部改正）

第七条 次に掲げる法律の規定中「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」に改める。

一 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十三条（見出しを含む）

二 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第九条第四項、第十一条第四項、第十三条第四項、第十四条第二項、第二十六条第五項、第二十七条第四項及び第三十条（見出しを含む）

三 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百二十二号）第四条第三項

四 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第十七条第二項

五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百二十二号）第九十二条第一項

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第八条 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第九十四条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

附則第四条第三項中「水道法」の下に「昭和三十三年法律第七十七号」を加える。

(食品安全基本法の一部改正)

第九条 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第七号中「厚生労働省令」を「環境省令」に改める。

- 内閣総理大臣 岸田 文雄
財務大臣 鈴木 俊一
厚生労働大臣 加藤 勝信
農林水産大臣 野村 哲郎
経済産業大臣 臨時代理 岡田 直樹
国務大臣 齋藤 鉄夫
国土交通大臣 西村 明宏
環境大臣 西村 明宏

政令

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第八十四号

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十三号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和五年六月一日とする。

- 環境大臣 西村 明宏
内閣総理大臣 岸田 文雄

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

別記 関係団体等

一般社団法人日本添加物協会
公益財団法人日本健康・栄養食品協会
公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本薬剤師会
公益社団法人日本栄養士会
公益社団法人日本獣医師会
公益社団法人日本食品衛生協会
一般財団法人食品産業センター
公益社団法人日本水道協会
全国簡易水道協議会
一般社団法人日本水道工業団体連合会
公益財団法人水道技術研究センター
全国管工事業協同組合連合会
公益財団法人給水工事技術振興財団
全日本水道労働組合
一般社団法人全国給水衛生検査協会
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
独立行政法人水資源機構
厚生労働大臣認可水道事業者
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者
登録水質検査機関
登録簡易専用水道検査機関